

令和4年8月12日

お客様各位

大東京信用組合

「カードローンにおける相続発生時の取扱いについて」のお知らせ

平素は格別のお引立てを賜り、誠にありがとうございます。
さて、大東京信用組合のカードローンにおいてご契約者様が亡くなられた際に、契約規定に定められた、期限の利益喪失事由である「相続の開始があったとき」に該当するとして、期限の利益を喪失させ一括返済を請求することがありました。

この度、大東京信用組合ではこの取扱いを見直し、カードローンにおいて「相続の開始があったとき」のみを理由として、期限の利益を喪失させ一括返済を請求しないことと致しましたのでお知らせ致します。

なお、他の事由（返済遅延等）により、別の期限の利益喪失事由に該当した場合のお取扱いについての変更はございません。

※カードローンを相続されたお客様は、ご返済等の相続後のお手続きにつきましてはお取引店にご相談頂きますようお願い申し上げます。

（ご案内）

この度、カードローン契約規定の期限の利益の利益喪失事由から「相続の開始があったとき」を削除した主なカードローンは以下のとおりです。

1. 「大信ステイタスメンバーズカードローン」
2. 「大信ひまわりカードローン」
3. 「カードローン」
4. 「カードローン ステップ」
5. 「大信カードローン」
6. 「カードローン ころろ」
7. 「MICカードローン」
8. 「アラカルト」

9. 「ニューカードローン」
10. 「カードローン ワイド」
11. 「ぼけっとカードローン」
12. 「カードローンプリモ」
13. 「ジャンプ」
14. 「ホップ」
15. 「大信事業者カードローン」
16. 「おたてかえローン」

なお、上記以外のカードローンについても、「相続の開始があったとき」を事由として期限の利益を喪失させ一括返済を請求することはございません。

以 上